

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 4 03 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第 3(第 9 条関係)				別表第 3(第 9 条関係)			
(1)～(13) 略				(1)～(13) 略			
(14) 松江市総合体育館の利用料金の基準額				(14) 松江市総合体育館の利用料金の基準額			
(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、 <u>アネックス、放送室・役員室、更衣室、</u> 会議室、選手控室、多目的ルーム、ト レーニングルーム及び売店コーナー				(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、 _____ 会議室、選手控室、多目的ルーム、ト レーニングルーム及び売店コーナー			
利用区分		時間区分	個人 利用 料金 の基 準額	時間区分		個人 利用 料金 の基 準額	略
		略	略				
略				略			
サブア リーナ		略		サブア リーナ		略	
ア ネ ッ ク ス	1F 更 衣 室 (1 室 単位)	占用利用(1 日につき)	4,160				
ス	ラウ ンジ	占用 利用	アマチュアス ポーツ				

	(1 時間につき)	アマチュアスポーツ以外 営利宣伝を目的とした場合	7,160 8,950	
2F パンツリー	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	600	
	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ以外	2,400	
	占有利用(1時間につき)	営利宣伝を目的とした場合	3,000	
スイートルーム A(1室単位)	占有利用(1日につき)		15,800	
スイートルーム B(1室単位)	占有利用(1日につき)		19,900	
スイートルー レンジ	占有利用(1日につき)		65,300	
3F パンツリー	占有利用(1日につき)		14,500	
放送室・役員室(1室単位)	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	100	

	間につき)	アマチュアスポーツ以外	400	
		営利宣伝を目的とした場合	500	
更衣室(1室単位)	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	330	
		アマチュアスポーツ以外	1,320	
		営利宣伝を目的とした場合	1,650	
会議室(1室単位)	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	460	
		アマチュアスポーツ以外	1,870	
		営利宣伝を目的とした場合	2,340	
選手控室(1室単位)	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	190	
		アマチュアスポーツ以外	770	
		営利宣伝を目的とした場合	960	
多目的ルーム	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	790	略
		アマチュアスポーツ以外	3,160	
		営利宣伝を目的とした場合	3,950	
略				

備考 略

(イ) 略

	間につき)	アマチュアスポーツ以外	400	
		営利宣伝を目的とした場合	500	
更衣室(1室単位)	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	330	
		アマチュアスポーツ以外	1,320	
		営利宣伝を目的とした場合	1,650	
会議室(1室単位)	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	460	
		アマチュアスポーツ以外	1,870	
		営利宣伝を目的とした場合	2,340	
選手控室(1室単位)	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	190	
		アマチュアスポーツ以外	770	
		営利宣伝を目的とした場合	960	
多目的ルーム	占有利用(1時間につき)	アマチュアスポーツ	790	略
		アマチュアスポーツ以外	3,160	
		営利宣伝を目的とした場合	3,950	
略				

備考 略

(イ) 略

(15)～(50) 略

(15)～(50) 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。